

第3次広島市消費生活基本計画

消費者施策（個別施策）実施状況

（令和6年4月1日現在）

<令和5年度の取組状況>

実施した事業については特記すべき事業の内容や実績を、実施しなかった事業についてはその理由や検討状況等を記載しています。

【区分】

- 1・・・事業の内容を実施したもの
- 2・・・事業の内容を実施しなかったもの
- 3・・・事案等の発生がなかったため実施していないもの

目 次

I 第3次広島市消費生活基本計画推進のための施策・・・・・・・・・・ i～v

II 消費者施策（個別施策）の実施状況

- 1 消費生活の安全・安心の確保・・・・・・・・・・ 1～ 4
- 2 消費者の被害の救済・・・・・・・・・・ 5～ 8
- 3 消費者教育の推進・・・・・・・・・・ 9～12
- 4 持続可能な社会の形成に向けた消費行動の推進・・・・・・・・13～14

(※注)

表中の施策のうち、複数の基本方針に該当する場合は、その基本方針の項目を示します。

(例) 基本方針1.1.(1)の「医事指導事業」について、基本方針1.2.(1)にも該当する場合、下記網掛けのとおり、該当する番号を記載します。

基本方針1 消費生活の安全・安心の確保

1 危害・危険の防止

(1) 商品・サービスの安全性の確保

【主な消費者施策（個別施策）】

- 食品関係施設の監視指導
- 医事指導事業 【1.2.(1)】 (※注)
- 薬事指導事業 【1.2.(1)】
- 環境衛生指導事業

I 第3次広島市消費生活基本計画推進のための施策

基本方針1 消費生活の安全・安心の確保

1 危害・危険の防止

(1) 商品・サービスの安全性の確保

【主な消費者施策（個別施策）】

- 食品関係施設の監視指導
- 医事指導事業 【1.2.(1)】(※注)
- 薬事指導事業 【1.2.(1)】
- 環境衛生指導事業
- 家庭用品安全対策事業
- 毒物劇物指導事業
- 条例に基づく事業者への調査・指導・勧告等 【1.2.(2)、1.3.(2)】
- 食品衛生に関する講習会等の実施
- 住宅用火災警報器の普及啓発
- 住宅に関する情報提供等
- 住宅耐震化等促進事業

(2) 消費者事故の発生・拡大の防止

【主な消費者施策（個別施策）】

- 製品の性能・欠陥等に対する原因究明の支援
- 消費者事故等への迅速な対応

2 適正な取引環境の確保

(1) 表示・規格・計量等の適正化

【主な消費者施策（個別施策）】

- 食品表示の監視指導
- 医事指導事業 【1.1.(1)】
- 薬事指導事業 【1.1.(1)】
- 家庭用品品質表示法等に基づく立入検査
- 「はかり」の定期検査や商品量目立入検査の実施
- 条例に基づく表示基準の必要性等の検討等
- 計量の普及啓発

(2) 生活関連物資の安定供給

【主な消費者施策（個別施策）】

- 物価の監視・調査等
- 中央卸売市場における取引の適正化等
- 中央卸売市場における市況情報の提供
- 条例に基づく事業者への調査・指導・勧告等 【1.1.(1)、1.3.(2)】

3 事業者に対する指導

(1) 国・県と連携した事業者指導

【主な消費者施策（個別施策）】

- 国・県との情報交換
- 県生活センターとの連携 【2.2.(1)】

(2) 広島市消費生活条例に基づく不当取引行為への対応

【主な消費者施策（個別施策）】

- 事業者からの事情聴取等の実施
- 条例に基づく事業者への調査・指導・勧告等 【1.1.(1)、1.2.(2)】
- 条例に基づく不当取引防止のための情報収集

4 安全・安心な地域づくりの推進

(1) 地域連携による安全・安心な環境づくりの推進

【主な消費者施策（個別施策）】

- 消費生活出前講座の実施 【3.1.(1)、3.1.(2)、3.2.(2)】
- 地域住民への情報提供 【2.1.(4)】
- 消費者啓発パンフレット等の作成等 【3.1.(2)】
- 消費者安全確保部会の構成団体と連携した見守り体制の整備 【3.2.(2)】
- 見守り関係団体等との連携 【3.2.(2)】
- 消費生活サポーターの育成 【3.2.(2)】
- 消費生活協力団体の育成 【3.2.(2)】

(2) ぜい弱な消費者の権利擁護の推進

【主な消費者施策（個別施策）】

- 消費生活相談におけるぜい弱な消費者の権利擁護の推進のための関係機関の紹介
- 成年後見制度利用支援事業
- 福祉サービス利用援助事業「かけはし」
- 高齢者を対象とした安全情報提供ネットワークの運営
- 発達障害者支援事業
- 消費生活相談での外国人への対応 【2.1.(1)】

基本方針2 消費者の被害の救済

1 相談体制の充実

(1) 相談機能の強化

【主な消費者施策（個別施策）】

- 消費生活相談のデジタルトランスフォーメーション（DX）への対応
- 消費生活相談での外国人への対応 【1.4.(2)】

(2) 相談対応力の向上

【主な消費者施策（個別施策）】

- 国民生活センター等主催の相談業務に係る研修への参加

- 消費生活センター主催の相談業務に係る研修の実施
- 弁護士会との事例検討会の実施 【2.2.(2)】
- 消費者被害に関する広域的情報共有
- 相談員のあっせんによる契約トラブル等の解決
- 弁護士による助言業務の実施 【2.2.(2)】

(3) 消費者紛争・訴訟への支援

【主な消費者施策（個別施策）】

- 消費生活紛争調停委員会における調停等
- 適格消費者団体との連携 【2.2.(2)】

(4) 広島市消費生活センターの周知

【主な消費者施策（個別施策）】

- 地域住民への情報提供 【1.4.(1)】
- 消費生活情報紙の作成等 【3.1.(1)、3.1.(2)】
- 市広報紙等を活用した情報提供 【3.1.(2)】
- 消費者力向上キャンペーン事業 【3.1.(2)】

2 関係機関との連携

(1) 行政機関との連携

【主な消費者施策（個別施策）】

- 市関係相談窓口との連携
- 多重債務問題対策における関係機関等との連携
- 県生活センターとの連携 【1.3.(1)】
- 県警との連携

(2) 相談機関等との連携

【主な消費者施策（個別施策）】

- 弁護士会等との連携による相談会の実施
- 弁護士会との事例検討会の実施 【2.1.(2)】
- 各種業界の相談窓口との連携 【3.1.(2)】
- 弁護士による助言業務の実施 【2.1.(2)】
- 適格消費者団体との連携 【2.1.(3)】

3 消費者意見の反映

(1) 消費者施策への消費者意見の反映

【主な消費者施策（個別施策）】

- 消費生活相談における消費者の意見・要望等の把握・反映
- 消費生活審議会への消費者団体、公募市民の参画
- 消費生活基本計画案へのパブリックコメントの募集と意見の計画への反映
- 消費生活モニター、ホームページにおける消費者の意見の募集
- 市長への申出制度

基本方針3 消費者教育の推進

1 ライフステージに応じた消費者教育の推進

(1) 学校における消費者教育の推進

【主な消費者施策（個別施策）】

- 消費者教育教材の作成等 【3.1.(2)】
- 消費者教育コーディネーターの学校訪問
- 消費生活出前講座の実施 【1.4.(1)、3.1.(2)、3.2.(2)】
- 電子メディアに関する講習会の開催 【3.1.(2)】
- 大学等における消費者教育の推進
- 消費生活情報紙の作成等 【2.1.(4)、3.1.(2)】

(2) 地域・家庭・職場における消費者教育の推進

【主な消費者施策（個別施策）】

- 消費者教育教材の作成等 【3.1.(1)】
- 消費生活出前講座の実施 【1.4.(1)、3.1.(1)、3.2.(2)】
- 電子メディアに関する講習会の開催 【3.1.(1)】
- 小学生向け夏休み研究学習会等の実施
- 夏休み親子体験教室の実施
- 二十歳を祝うつどいにおける消費者啓発
- 社会教育施設における消費者啓発
- 消費者力向上キャンペーン事業 【2.1.(4)】
- 消費生活情報紙の作成等 【2.1.(4)、3.1.(1)】
- 消費者啓発パンフレット等の作成等 【1.4.(1)】
- 市広報紙等を活用した情報提供 【2.1.(4)】
- 消費者啓発用品の貸出
- 「減らそう犯罪」推進事業
- 各種業界の相談窓口との連携 【2.2.(2)】
- 公益通報に関する制度のホームページでの情報提供 【4.2.(1)】
- ひろしまエコ事業所認定制度 【4.2.(1)】
- 広島市ごみ減量優良事業者表彰制度 【4.2.(1)】
- 広島市環境美化功労者表彰 【4.2.(1)】
- 広島市生活衛生事業功労表彰 【4.2.(1)】
- 広島市男女共同参画推進事業者表彰 【4.2.(1)】

2 消費者教育推進のための人材の育成

(1) 学校における人材の育成

【主な消費者施策（個別施策）】

- 教員を対象とした消費者教育研修の実施
- オンラインによる消費者教育講座の実施
- 消費者教育コーディネーターによる教員への支援

- 消費者教育をサポートする人材のあっせん
- 消費者教育コーディネーターの育成

(2) 地域における人材の育成

【主な消費者施策（個別施策）】

- 消費生活出前講座の実施 【1.4.(1)、3.1.(1)、3.1.(2)】
- 消費者大学の実施
- 消費者安全確保部会の構成団体と連携した見守り体制の整備 【1.4.(1)】
- 見守り関係団体等との連携 【1.4.(1)】
- 消費生活サポーターの育成 【1.4.(1)】
- 消費生活協力団体の育成 【1.4.(1)】
- 公益社団法人広島消費者協会への支援
- 消費者の自主活動の場の提供

基本方針4 持続可能な社会の形成に向けた消費行動の推進

1 エシカル消費の推進

(1) エシカル消費の普及啓発

【主な消費者施策（個別施策）】

- エシカルマップの作成
- 消費者団体や事業者等と連携したエシカル消費の普及啓発事業
- 食品ロス削減キャンペーン「スマイル！ひろしま」
- わ食（和食・輪食・環食）の推進
- 「ひろしまそだち」地産地消推進事業
- 食農推進事業
- 広島市家庭用スマートエネルギー設備設置補助

2 持続可能な社会の形成に向けた事業活動の推進

(1) 消費者志向経営の推進

【主な消費者施策（個別施策）】

- 事業者に向けた消費者志向経営の普及啓発
- 公益通報に関する制度のホームページでの情報提供 【3.1.(2)】
- ひろしまエコ事業所認定制度 【3.1.(2)】
- 広島市ごみ減量優良事業者表彰制度 【3.1.(2)】
- 広島市環境美化功労者表彰 【3.1.(2)】
- 広島市生活衛生事業功労表彰 【3.1.(2)】
- 広島市男女共同参画推進事業者表彰 【3.1.(2)】

「第3次広島市消費生活基本計画」消費者施策(個別施策)実施状況

○基本方針1 消費生活の安全・安心の確保

1 危害・危険の防止

(1) 商品・サービスの安全性の確保

[凡例]
 1 事業の内容を実施したもの
 2 事業の内容を実施しなかったもの
 3 事業等の発生がなかったため実施していないもの

No.	事業の名称	内容	令和5年度の取組状況	区分	令和6年度以降の予定 (事業の見直し・拡充等)	担当課
1	食品関係施設の監視指導	食品衛生監視員による食品関係施設への営業許可及び定期的な立入検査を行い、食品に起因する健康被害の発生を防止します。食中毒等の健康被害が発生した場合には、関係法令に基づき、迅速・的確に調査等を行うとともに、情報を公表することにより、被害の拡大や再発防止を図ります。	・食品関係施設に対する立入検査 14,904件 ・違反施設の営業禁止命令等 10件	1		健康福祉局 食品保健課 食品指導課
2	医事指導事業 【再掲15】	医療施設及び医療関係施設の許可審査及び届出関係事務並びに施設に対する監視指導を行うことにより、医療の安全の確保等に取り組みます。	・医療施設に対する許可及び届出関係事務 1,947件 ・医療施設等に対する監視指導(立入) 288件	1		健康福祉局 環境衛生課
3	薬事指導事業 【再掲16】	医薬品販売等の許可審査及び届出関係事務並びに施設に対する監視指導を行うことにより、医薬品等の有効性及び安全性の確保等に取り組みます。	・薬局等に対する許可及び届出関係事務 5,149件 ・薬局等に対する監視指導(立入) 703件	1		健康福祉局 環境衛生課
4	環境衛生指導事業	旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所等の環境衛生関係施設を指導し、施設の衛生を確保し、保健衛生の向上に取り組みます。	・環境衛生関係施設への指導 監視指導件数 702件	1		健康福祉局 環境衛生課
5	家庭用品安全対策事業	家庭用品に含有される可能性のある有害物質について検査するとともに、検査結果に応じて製造事業者等を指導し、消費者の健康被害の発生を防止します。	・家庭用品試買及び検査の実施 試験検査件数 46件	1		健康福祉局 環境衛生課
6	毒物劇物指導事業	毒物劇物販売業の施設の登録審査及び届出関係事務並びに施設に対する監視指導を行うことにより、毒物及び劇物の適切な管理体制の確保等に取り組みます。	・毒物劇物販売業に対する許可及び届出関係事務 277件 ・毒物劇物販売業に対する監視指導(立入) 172件	1		健康福祉局 環境衛生課
7	条例に基づく事業者への調査・指導・勧告等 【再掲24、28】	事業者への調査・指導・勧告等を行い、被害の発生や拡大の防止を図ります。	・(商品の安全性の確保に関する指導等) 実績なし	3		市民局 消費生活センター
8	食品衛生に関する講習会等の実施	市民等を対象にした衛生講習会や意見交換会を開催し、食品衛生に関する正しい知識の普及に努め、食品に起因する健康被害の発生を防止します。	・市民向け衛生講習会及び意見交換会開催回数 41件 ・事業者向け衛生講習会及び意見交換会開催回数 55件	1		健康福祉局 食品保健課 食品指導課
9	住宅用火災警報器の普及啓発	設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置や維持管理について広報し、普及に取り組みます。	・住宅防火防災キャンペーン(9月1日～9月21日)の実施(バス等、交通機関へのポスター展示依頼) ・市政広報番組への出演 ・広報紙への記事掲載・ラジオ等への出演 ・各種行事による広報 ・大規模集客施設等における広報 ・防火講話等による広報 ・市ホームページ・SNSの発信 ・デジタルサイネージ・大型テレビでのPR動画放映 ・住宅集中地域等を対象とした広報(消防車等による巡回広報、横断幕の掲示など)	1	・大規模集客施設等における広報について、統一的な実施要領を作成し、より広報効果の高いものとする。 ・ポスター等の掲示について、より市民の目に触れやすい施設等への掲示を行う。 ・各広報の成果を分析し、分析結果をもとによりよい広報を検討する。	消防局 予防課
10	住宅に関する情報提供等	住まいのアドバイザー派遣、住宅相談の実施、マンション管理セミナーの開催、公的賃貸住宅募集情報の提供、住まいのガイドの発行などを行うことにより、市民の多様なニーズに応じた、住宅に関する情報の提供等に取り組みます。	・住まいのアドバイザー派遣 派遣件数 13件 ・住宅相談の実施 建築士及び弁護士による無料相談(月1回、13:30-16:30、1人30分以内) R5実績:建築士44件、弁護士57件 ・マンション管理セミナーの開催 開催回数 1回 ・公的賃貸住宅募集情報の提供 市営住宅:年4回の定期公募について案内 県営住宅:広島市内にある県営住宅の年3回の定期公募について案内 ・住まいのガイドの発行 発行部数 2,000部	1		都市整備局 住宅政策課
11	住宅耐震化等促進事業	建物所有者が実施する住宅の耐震診断や耐震改修、耐震シェルター設置などに要する経費の一部を補助することにより、市民の住宅耐震化に対する意識を高め、住宅の耐震化の促進に取り組みます。	・住宅耐震診断補助事業 戸建木造住宅2戸 分譲マンション0棟 ・住宅耐震改修等補助事業 耐震改修事業0戸 現地建替え3戸 非現地建替え0戸 除却工事0戸 ・シェルター 申請なし	1	・補助の募集開始時期を早めることで、事業の利用促進を図る。	都市整備局 住宅政策課

(2) 消費者事故の発生・拡大の防止

No.	事業の名称	内容	令和5年度の取組状況	区分	令和6年度以降の予定 (事業の見直し・拡充等)	担当課
12	製品の性能・欠陥等に対する原因究明の支援	製品の性能・品質・欠陥等に関する苦情相談に対して、迅速かつ的確に国等の関係機関に商品テストを依頼し、原因究明の支援を行い、消費者事故の再発防止等に努めます。	・商品テストの依頼件数 1件	1		市民局 消費生活センター
13	消費者事故等への迅速な対応	生命・身体に影響するような重大事故等が発生した場合には、速やかに消費者事故に関する情報を消費者庁に通知し、被害の拡大防止を図ります。商品事故等に関する緊急情報をホームページ等により市民へ情報提供し、被害の発生や拡大の防止を図ります。	・重大事故等の通知件数 6件 ・製品安全に係るホームページを刷新するとともに、消費生活センターの展示コーナーにて市民へ情報提供した。	1		市民局 消費生活センター

2 適正な取引環境の確保

(1) 表示・規格・計量等の適正化

No.	事業の名称	内容	令和5年度の取組状況	区分	令和6年度以降の予定 (事業の見直し・拡充等)	担当課
14	食品表示の監視指導	市内の製造・販売業者に適正な表示を指導し、食品の安全の確保に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 食品営業施設に対する現場検査件数 14,514件 食品表示適正化推進月間行事を12月に開催 	1		健康福祉局 食品保健課 食品指導課
15	医事指導事業 【再掲2】	医療施設及び医療関係施設の許可審査及び届出関係事務並びに施設に対する監視指導を行うことにより、医療の安全の確保等に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 医療施設に対する許可及び届出関係事務 1,947件 医療施設等に対する監視指導（立入） 288件 	1		健康福祉局 環境衛生課
16	薬事指導事業 【再掲3】	医薬品販売等の許可審査及び届出関係事務並びに施設に対する監視指導を行うことにより、医薬品等の有効性及び安全性の確保等に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 薬局等に対する許可及び届出関係事務 5,149件 薬局等に対する監視指導（立入） 703件 	1		健康福祉局 環境衛生課
17	家庭用品品質表示法等に基づく立入検査	家庭で使用する製品について、立入検査を実施し、必要に応じて指導等を行い、家庭用品等の品質に関する表示の適正化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 電気用品安全法のほか、消費生活用製品安全法、ガス事業法及び家庭用品品質表示法に基づく立入検査を行った。 電気用品安全法 検査店舗数 1店舗 検査点数 9点 違反なし 消費生活用製品安全法 検査店舗数 1店舗 検査点数 1点 違反なし ガス事業法 検査店舗数 1店舗 検査点数 1点 違反なし 家庭用品品質表示法 検査店舗数 1店舗 検査点数 11点 違反なし 	1		市民局 消費生活センター
18	「はかり」の定期検査や商品量目立入検査の実施	特定計量器の検査やスーパーマーケット等の計量関係事業者へ立ち入り、内容量表記の検査・指導等を行うことにより、適正な計量の確保に取り組みます。 有効期限のある計量器の検査を行います。	<ul style="list-style-type: none"> はかりの定期検査 検査器数 4,661器 有効期限のある特定計量器の検査 検査器数 35,524器 商品の内容量の検査 検査件数 3,898件 	1		経済観光局 計量検査所
19	条例に基づく表示基準の必要性等の検討等	消費者が商品やサービスを選択する際の判断基準となる表示等について、条例に基づき事業者が遵守すべき基準の策定の必要性について検討し、適正な取引環境の確保に努めます。 必要に応じて事業者への調査・指導・勧告・公表を行い、被害の発生や拡大の防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 他政令市への表示基準に係る照会により、表示基準の策定の必要性について検討するための現状把握を行った。 	1		市民局 消費生活センター
20	計量の普及啓発	計量に関する啓発事業を実施し、消費者の計量に対する関心を高め、計量知識の普及を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 安佐動物公園で、啓発イベント「どうぶつえんで計量記念日」を開催した。 広島市消費生活センターで、計量に関する図画・ポスターの受賞作品を掲示した。 	1		経済観光局 計量検査所

(2) 生活関連物資の安定供給

No.	事業の名称	内容	令和5年度の取組状況	区分	令和6年度以降の予定 (事業の見直し・拡充等)	担当課
21	物価の監視・調査等	日常生活に関連の深い生活関連物資について、消費生活モニターにより価格動向等の調査を行うとともに、ホームページで公表し、生活関連物資の安定供給を図ります。 生活関連物資の価格が著しく上昇した場合等には、消費生活条例に基づき特定生活関連物資として指定し、必要な調査を行うとともに、事業者が円滑な流通を妨げているなどと認められる場合には、事業活動を是正するよう指導や勧告を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活モニターにより、日常生活物資14品目の価格について毎月1回調査を実施した。 	1		市民局 消費生活センター
22	中央卸売市場における取引の適正化等	中央卸売市場を運営し、生鮮食料品等の取引の適正化とその流通の円滑化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 広島市中央卸売市場業務条例に基づき、市場施設の使用等に係る協定の締結及び業務上必要な指導・助言等を行い、市場の適正かつ健全な運営を確保した。 	1		経済観光局 中央卸売市場
23	中央卸売市場における市況情報の提供	中央卸売市場での取引価格等の市況情報について、ホームページに掲載し、消費者に情報提供を行うことにより、取引の公正さを担保します。	<ul style="list-style-type: none"> 中央卸売市場での取引価格等の市況情報について、ホームページに掲載した。 	1		経済観光局 中央卸売市場
24	条例に基づく事業者への調査・指導・勧告等 【再掲7、28】	事業者への調査・指導・勧告等を行い、被害の発生や拡大の防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> （生活関連物資の安定供給に関する指導等） 実績なし 	3		市民局 消費生活センター

3 事業者に対する指導

(1) 国・県と連携した事業者指導

No.	事業の名称	内容	令和5年度の取組状況	区分	令和6年度以降の予定 (事業の見直し・拡充等)	担当課
25	国・県との情報交換	国・県の会議等に参加し、消費者被害等に関する情報交換を行い、悪質な消費者被害の防止に努めます。	・会議に出席し、情報交換を行った。	1		市民局 消費生活センター
26	県生活センターとの連携 【再掲59】	消費生活相談において、行政処分の可能性がある案件については、県生活センターと情報交換を行い、連携して対応することにより、悪質な消費者被害の防止に努めます。	・県生活センターと情報共有を行い、悪質事業者の調査などに協力した。	1		市民局 消費生活センター

(2) 広島市消費生活条例に基づく不当取引行為への対応

No.	事業の名称	内容	令和5年度の取組状況	区分	令和6年度以降の予定 (事業の見直し・拡充等)	担当課
27	事業者からの事情聴取等の実施	不当な取引行為が懸念される場合には、事業者への状況聴取、三者面談等を行うことで実態を把握するとともに、事業者と改善について協議を行い、事業活動の是正を図ります。	・(不当取引行為に関する指導等) 実績なし	3		市民局 消費生活センター
28	条例に基づく事業者への調査・指導・勧告等 【再掲7、24】	事業者への調査・指導・勧告等を行い、被害の発生や拡大の防止を図ります。	・実績なし	3		市民局 消費生活センター
29	条例に基づく不当取引防止のための情報収集	条例に定める不当な取引行為の禁止に係る運用について、他都市の取組について調査・研究し、不当取引の防止に努めます。	・情報収集に努めたが、特に顕著な他都市の取り組みは見受けられなかった。	2		市民局 消費生活センター

4 安全・安心な地域づくりの推進

(1) 地域連携による安全・安心な環境づくりの推進

No.	事業の名称	内容	令和5年度の取組状況	区分	令和6年度以降の予定 (事業の見直し・拡充等)	担当課
30	消費生活出前講座の実施 【再掲73、78、102】	学校、高齢者団体、地域で高齢者を支援する団体などに講師を派遣し、消費者トラブルの実例などを通して、消費生活の基礎的知識の普及に努め、自立した消費者の育成と消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	・開催回数 129回(158.0時間分) ・受講者数 5,820人	1		市民局 消費生活センター
31	地域住民への情報提供 【再掲53】	消費者被害や消費生活センターの業務内容に関する情報を地域住民に直接届けることにより、消費者被害の防止を図るとともに、消費生活センターの認知度を向上させ、消費生活相談につなげます。	・配食サービスを利用した情報提供 48,000部 ・高齢者への消費生活相談周知事業 207,500部 ・食材配達サービスを利用した情報提供 70,000部	1		市民局 消費生活センター
32	消費者啓発パンフレット等の作成等 【再掲86】	消費者被害防止パンフレットや訪問販売お断りステッカーなどを作成し、消費生活出前講座の場などを利用して配布することにより、消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	・出前講座等を活用し、パンフレットやステッカーの配布を行った。	1		市民局 消費生活センター
33	消費者安全確保部会の構成団体と連携した見守り体制の整備 【再掲104】	消費者安全確保部会の構成団体に所属する方に、消費生活に関する見守り活動のあり方を学ぶための講座等を実施し、消費生活サポーターや消費生活協力団体として、見守り活動に取り組み体制を整備することにより、消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	・11月16日に開催した消費者安全確保部会において、「消費者安全確保部会の構成団体等と連携した見守り体制の整備(案)」について議論し、それをもとに、構成団体から「構成団体及び構成団体に所属する団体等が主催する取組・研究会等」を情報収集するとともに、消費生活サポーター及び消費生活協力団体からアンケートによる見守り活動を把握するための実態調査を行った。	1	・消費者安全確保部会の構成団体が主催する取組の広報を実施するとともに、構成団体内で実施する講座等に出席することにより、消費者被害の未然防止や拡大防止に係る情報提供を行う。	市民局 消費生活センター
34	見守り関係団体等との連携 【再掲105】	消費生活協力団体や地域包括支援センター等と情報を共有し、地域の見守り活動を実施することにより、消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	・メールによる高齢者等の消費者被害に関する情報提供 年12回 ・地域包括支援センター等からの情報提供 47件	1		市民局 消費生活センター
35	消費生活サポーターの育成 【再掲106】	高齢者等の見守り活動のあり方を学ぶための講座の実施や活動を支援する情報の提供等により、見守り活動を担う人材を育成し、高齢者等の消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	・消費者問題に関する専門知識や見守り活動の在り方を学ぶための講座をオンラインで随時受講可能とし、消費生活サポーターの登録を呼びかけた。 登録者数 106人	1	・国民生活センターから講師を招き、消費生活サポーター研修を実施する。	市民局 消費生活センター
36	消費生活協力団体の育成 【再掲107】	高齢者等の見守り活動のあり方を学ぶための講座の実施や活動を支援する情報の提供等により、消費者安全の確保に取り組む消費生活協力団体を育成し、消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	・新規委嘱団体を対象に、オンラインで見守り講座を実施した。 登録団体数 130団体	1	・金融機関やコンビニ事業者を訪問し、消費生活協力団体の周知を図る。	市民局 消費生活センター

(2) ぜい弱な消費者の権利擁護の推進

No.	事業の名称	内容	令和5年度の取組状況	区分	令和6年度以降の予定 (事業の見直し・拡充等)	担当課
37	消費生活相談におけるぜい弱な消費者の権利擁護の推進のための関係機関の紹介	自立した消費生活が難しいと思われる場合には、家族や介護支援専門員などに権利擁護のための制度や行政の福祉関係窓口を紹介し、利用を促すことにより、消費者被害の未然防止につなげるよう努めます。	・地域包括支援センターや社会福祉協議会等を紹介した件数 60件	1		市民局 消費生活センター
38	成年後見制度利用支援事業	身寄りのない高齢者や障害者が、判断能力が十分でないため財産の管理ができない場合には、本人の権利を擁護するため、財産管理などを代わりに行う成年後見制度の利用促進を図ります。	・市長による家庭裁判所への成年後見人等選任の申立て 身寄りがなく、判断能力が十分でない高齢者等の財産管理などを代わりに行う成年後見人等の選任の申立てを、市長が家庭裁判所に行った。 高齢 77件 障害 5件 精神 5件 ・成年後見人等への報酬額助成 資力が十分でなく、成年後見人等への報酬の支払が困難な人に、家庭裁判所が決定した報酬相当額を助成した。 高齢 180件 障害 26件 精神 47件	1	・成年後見人等への報酬助成について、助成の対象者の拡大を検討する。	健康福祉局 高齢福祉課 障害自立支援課 精神保健福祉課 障害福祉課
39	福祉サービス利用援助事業「かけはし」	認知症などにより判断能力の不十分な高齢者又は障害者が福祉サービスの利用等において不利益を被ることのないよう、社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業の充実を図ります。	・令和5年度の「かけはし」契約締結数 61件 実利用者数 354件 (令和5年度以前の継続利用者数を含む。)	1		健康福祉局 地域共生社会推進課
40	高齢者を対象とした安全情報提供ネットワークの運営	県警から市町に電子メールで送信される高齢者を狙った犯罪情報やその対策等を、関係各課や社会福祉施設等に情報提供し、高齢者が集まる場所へ届出を依頼し、高齢者の消費者被害の発生を防止を図ります。	・電子メール(犯罪情報官速報)が届き次第、関係各課や当該が所管する老人福祉施設等へ転送し、高齢者の目に触れる場所への掲示や高齢者への伝達を依頼した。	1		健康福祉局 高齢福祉課
41	発達障害者支援事業	話し言葉によるコミュニケーションが困難な方が安心して生活できるよう、イラストを指さすこととお互いの意思を伝達し合える「コミュニケーション支援ボード」をホームページ上で提供し、コミュニケーションのバリアフリーの推進を図ります。	・コミュニケーション支援ボードについて、広島市のHPで周知を図るとともに、教育委員会が実施している新任特別支援教育コーディネーター研修において、活用方法等について周知を図った。	1		こども未来局 こども青少年支援部
42	消費生活相談での外国人への対応【再掲44】	多言語で生活に関する相談などを行う外国人相談窓口や音声通訳アプリを活用することにより、日本語が十分理解できない外国人の相談対応を強化します。	・日本語が十分理解できない外国人の相談対応時には、多言語で生活に関する相談などを行う外国人相談窓口や音声通訳アプリを活用した。	1		市民局 消費生活センター
—	—	—	・令和5年度から、防犯機能付き電話機設置等補助事業を実施。 65歳以上の者のみで構成される世帯に対し、防犯機能付き電話機の設置等に要する経費の一部を補助することにより、特殊詐欺被害の未然防止を図った。 件数 163件	新規		市民局 市民安全推進課

「第3次広島市消費生活基本計画」消費者施策(個別施策)実施状況

○基本方針2 消費者の被害の救済

1 相談体制の充実

(1) 相談機能の強化

[凡例]
 1 事業の内容を実施したもの
 2 事業の内容を実施しなかったもの
 3 事案等の発生がなかったため実施していないもの

No.	事業の名称	内容	令和5年度の取組状況	区分	令和6年度以降の予定 (事業の見直し・拡充等)	担当課
43	消費生活相談のデジタルトランスフォーメーション(DX)への対応	デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展を踏まえ、相談者が消費生活相談をしやすい環境の整備に取り組み、相談者の利便性の向上と業務の効率化を図ります。	・7月からHP上のフォーマットに必要事項・相談事項を記入し送信することで、容易に消費生活相談を行えるメール相談を開始した。 メール相談件数 27件	1	・国が令和8年10月稼働を予定している消費生活相談の新システムの整備に向けた課題の整理やセキュリティに係る仕様の検討等を行う。	市民局 消費生活センター
44	消費生活相談での外国人への対応【再掲42】	多言語で生活に関する相談などを行う外国人相談窓口や音声通訳アプリを活用することにより、日本語が十分理解できない外国人の相談対応を強化します。	・日本語が十分理解できない外国人の相談対応時には、多言語で生活に関する相談などを行う外国人相談窓口や音声通訳アプリを活用した。	1		市民局 消費生活センター

(2) 相談対応力の向上

No.	事業の名称	内容	令和5年度の取組状況	区分	令和6年度以降の予定 (事業の見直し・拡充等)	担当課
45	国民生活センター等主催の相談業務に係る研修への参加	国民生活センターが実施する専門研修や県が実施する研修に相談員を参加させ、専門知識を習得するとともに、総合的な能力の向上に努めます。	・国民生活センター及び県が主催する消費生活相談員を対象としたレベルアップ研修に12人が参加した。	1		市民局 消費生活センター
46	消費生活センター主催の相談業務に係る研修の実施	消費生活センターにおいて研修を実施し、相談対応能力などの相談員の総合的な資質の向上に努めます。	・消費生活相談員研修として「消費者の誤解を誘引するネット広告からの定期購入について」を開催した。	1	・より相談員の望む研修となるよう、アンケート結果などを参考に研修の質の向上を行う。	市民局 消費生活センター
47	弁護士会との事例検討会の実施【再掲62】	弁護士を講師に招き、解決困難事例等について事業者との交渉方法等のアドバイスを受ける事例検討会を実施し、複雑化・多様化する消費者トラブルに対応するための能力向上を図ります。	・相談員から検討事例を募り、事例検討会を開催した。	1	・情報交換会などで討議を事前に行い、よく事例を練り上げたうえで事例検討会を実施する。	市民局 消費生活センター
48	消費者被害に関する広域的情報共有	全国消費生活情報ネットワークを活用し、全国または広島広域都市圏等での消費生活相談等に関する情報を把握し、市民に提供することで、被害拡大の防止を図ります。相談情報をネットワークに登録することにより、全国の消費生活センターと情報共有を図るとともに、相談データの管理・検索の効率化を図ります。	・注意喚起が必要な相談情報を入力した場合には、ホームページや電子メールなどを活用し、情報提供を行った。	1		市民局 消費生活センター
49	相談員のあっせんによる契約トラブル等の解決	複雑・高度な内容の消費生活相談で事業者との交渉が必要な場合には、相談員が消費者と事業者の間に入って交渉し、あっせんによる問題解決を図ります。	・あっせん件数 374件	1		市民局 消費生活センター
50	弁護士による助言業務の実施【再掲64】	専門的な法律知識を要する相談については、相談員が弁護士からの的確な助言を仰ぎ、消費者トラブルの解決を図ります。	・個別の相談事案に関する法的な問題について、相談者及び相談員が弁護士から助言を受けた。 2時間×49回	1		市民局 消費生活センター

(3) 消費者紛争・訴訟への支援

No.	事業の名称	内容	令和5年度の取組状況	区分	令和6年度以降の予定 (事業の見直し・拡充等)	担当課
51	消費生活紛争調停委員会における調停等	消費生活紛争調停委員会で被害救済の調停及び訴訟費用の貸付の認定等の審議を行い、解決を図ります。消費生活紛争調停委員会で、調停で解決できなかった苦情などについて、一定の要件を満たす場合は、訴訟に必要な費用の貸付けを行います。	・実績なし	3		市民局 消費生活センター
52	適格消費者団体との連携【再掲65】	適格消費者団体との連携を進めるとともに、被害拡大の恐れのある場合は、相談者に同団体へ情報の提供を働きかけ、被害の拡大防止に努めます。	・情報提供を行った事例はなかった。 ・個々の相談処理にあたって被害拡大の恐れのある相談について同団体への情報提供を勧めた。	1		市民局 消費生活センター

(4) 広島市消費生活センターの周知

No.	事業の名称	内容	令和5年度の取組状況	区分	令和6年度以降の予定 (事業の見直し・拡充等)	担当課
53	地域住民への情報提供 【再掲31】	消費者被害や消費生活センターの業務内容に関する情報を地域住民に直接届けることにより、消費者被害の防止を図るとともに、消費生活センターの認知度を向上させ、消費生活相談につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ・配食サービスを利用した情報提供 48,000部 ・高齢者への消費生活相談周知事業 207,500部 ・食材配達サービスを利用した情報提供 70,000部 	1		市民局 消費生活センター
54	消費生活情報紙の作成等 【再掲76、85】	消費生活情報紙「知っ得なっとく」を作成し、市民等に提供することにより、自立した消費者の育成と消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・発行回数 年3回(6月、9月、2月) ・発行部数 6,000部/回 ・配布先：公的機関・施設、市内小・中・高等・中等教育・特別支援学校・大学・民生委員等 	1		市民局 消費生活センター
55	市広報紙等を活用した情報提供 【再掲87】	市の広報紙や広報番組、SNSなどを活用し、消費生活に関する情報を市民に提供することにより、自立した消費者の育成と消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報紙「ひろしま市民と市政」 《令和5年5月1日号 通販サイトでの買い物トラブル増加中》 《令和5年8月15日号 日々の行動で未来を変える エシカル消費》 《令和5年10月1日号 18歳から成年。消費者トラブルに注意》 《令和6年2月15日号 義援金詐欺などにご注意を》 ・テレビ広報番組 《5月7日 デジタルで快適、消費生活術》 《9月10日 未来を変える！エシカル消費》 《11月19日 年末の消費者トラブルに注意！》 《2月4日 年度末にかけて注意！消費者トラブル》 ・ホームページ 消費者被害の注意喚起等のページを掲載 ・SNS 各種イベントに関する情報や消費者被害の注意喚起に関する情報発信 	1		市民局 消費生活センター 企画総務局 広報課
56	消費者力向上キャンペーン事業 【再掲84】	消費者自らの学習意欲を高めるため、消費者団体、事業者団体等と協力し、消費者月間や各種イベントに合わせて消費者啓発事業を実施することにより、消費者力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・各区でのパネル展示等 ・区役所市民待合室での啓発動画放映 ・消費者月間懸垂幕掲示(市役所本庁舎) ・デジタルサイネージでの配信(わか街ナビ、プチエーサネージ) ・広報紙、広報番組での啓発 ・消費生活相談模擬体験in安佐南区役所 ・消費者力向上キャンペーンinマツダスタジアム 	1		市民局 消費生活センター

2 関係機関との連携

(1) 行政機関との連携

No.	事業の名称	内容	令和5年度の取組状況	区分	令和6年度以降の予定 (事業の見直し・拡充等)	担当課
57	市関係相談窓口との連携	消費生活センターと消費者問題に関する相談窓口及び関係機関が連携し、相談内容の解決や情報共有を進めます。	・相談内容に応じて、市内部の関連する窓口の連携により情報共有や問題解決に努めた。	1		市民局 消費生活センター
57 (1)	市民相談	日常生活上の法律関係や交通事故に関する困りごとなどについて相談を受け付けます。	・民事相談件数 3,084件 ・交通事故相談件数 163件 ・法律相談件数 612件 ※消費者トラブル以外の相談件数を含む。	1		企画総務局 市民相談センター
57 (2)	女性・男性のためのなんでも相談	広島市男女共同参画推進センターにおいて、女性及び男性が直面するさまざまな悩み、不安を話せる場として開設し、消費生活に関する相談があった場合、必要に応じて他の専門機関を紹介しします。	・女性のためのなんでも相談 休館日を除き、毎日実施 相談実績 3,161件 ・男性のためのなんでも相談 毎週水曜日・土曜日実施 相談実績 211件	1		市民局 男女共同参画課
57 (3)	暴力被害相談	・暴力被害相談センター及び区役所巡回相談において、暴力団などの介入や暴力がらみの債権の取立て、工事の施工、不動産の売買、商品の販売などに関する相談に応じ、その解決方法を助言・指導するとともに、必要に応じて警察等への連絡や適切な相談窓口の紹介を行います。	・相談件数 31件 ・暴力被害相談センター（本庁舎12階） 平日8時30分～17時00分 相談専用電話：504-2710 ・区役所巡回（13～15時） 東区：第1火曜日 南区：第3火曜日 西区：第4火曜日 安佐南区：第3木曜日 安佐北区：第2木曜日 安芸区：第1木曜日 佐伯区：第4木曜日	1		市民局 市民安全推進課
57 (4)	犯罪被害者等総合相談	・広島市犯罪被害者等総合相談窓口において、犯罪被害者等からの相談や問合せに対し、庁内関係課の各種支援制度の案内を行うとともに、必要に応じて庁外関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しなどをを行います。	・相談件数 114件 犯罪被害者等総合相談窓口（本庁舎12階） 平日8時30分～17時15分 相談専用電話：504-2722	1		市民局 市民安全推進課
57 (5)	保健・医療・福祉総合相談	・各区厚生部地域支えあい課に保健・医療・福祉総合相談窓口を開設し、保健師とケースワーカーが高齢者や心身に障害のある市民からの相談に応じ、助言や情報提供を行うとともに、適切なサービスが提供されるよう関係部局や関係機関との連絡調整を行います。	・相談件数 4,285件	1		健康福祉局 健康福祉企画課
57 (6)	地域包括支援センターにおける総合相談	・市内41か所に設置されている地域包括支援センターにおいて、高齢者やその家族等から様々な相談を受け、必要な情報提供や関係機関との連絡調整等を行います。	・地域包括支援センターにおける相談件数 349,419件	1		健康福祉局 地域包括ケア推進課
57 (7)	障害者相談支援事業	・委託相談支援事業所において、情報の提供等を総合的にを行います。	・生活全般の相談の中で、必要に応じて対応している。 ・家計・経済に関する支援	1		健康福祉局 障害自立支援課
57 (8)	精神保健福祉相談	・各区保健センター（厚生部地域支えあい課）や精神保健福祉センターにおいて、様々な心の悩みやストレスに関する相談を受け付けるとともに、悩みの背景となっている問題に応じて、適切な相談機関へのつなぎ等も行います。	【精神保健福祉センター】 ・精神保健福祉センターにおける相談件数 3,835件 ・「こころの健康よろず相談」の開催 日時：令和5年10月22日（日） 場所：広島市消費生活センター 参加者：31人 【区保健センター（厚生部地域支えあい課）】 ・面接相談 延べ1,452件 ・電話相談 延べ6,039件	1		健康福祉局 精神保健福祉センター相談課 精神保健福祉課
57 (9)	医療安全支援センター事業	・患者や家族等からの医療に関する相談、苦情を受け付け、助言や医療機関への情報提供を行うことなどにより、患者と医療機関とのより良い信頼関係を構築し、市民が安心して医療を受けることができる環境づくりを支援します。	・相談件数 1,670件/年 （電話1,601件、面接17件、メール等52件）	1		健康福祉局 医療政策課
57 (10)	食品衛生に関する苦情・相談の受付	・食品衛生に関する消費者からの苦情・相談に対応します。	・苦情・相談件数 196件	1		健康福祉局 食品保健課 食品指導課
57 (11)	食品表示に関する苦情・相談の受付	・食品表示に関する消費者からの苦情・相談に対応します。	・消費者からの食品表示に関する苦情の受付、調査、指導を実施 件数 47件	1		健康福祉局 食品保健課 食品指導課
57 (12)	医事指導事業	・市民からの医療施設及び医療関係施設に対する保健衛生上の苦情に伴う調査・指導を行います。	・市民からの苦情に対して、必要に応じて調査・指導を実施 件数 83件	1		健康福祉局 環境衛生課
57 (13)	薬事指導事業	・市民からの医薬品販売等に対する保健衛生上の苦情に伴う調査・指導を行います。	・市民からの苦情に対して、必要に応じて調査・指導を実施 件数 16件	1		健康福祉局 環境衛生課
57 (14)	家庭用品安全対策事業	・衣類や洗剤などの家庭用品に含有される可能性のある有害物質に関する消費者からの相談に対応します。	・相談実績なし	1		健康福祉局 環境衛生課
57 (15)	毒物劇物指導事業	・市民からの毒物劇物販売業の店舗等の施設に対する苦情に伴う調査・指導を行います。	・相談実績なし	3		健康福祉局 環境衛生課
57 (16)	住宅に関する相談事業	・住宅リフォーム、耐震及びマンション管理等に関して、専門的知識を有する建築士、弁護士により、的確なアドバイスを市民に対し実施します。 ・マンションの管理方法やトラブル等の相談に対し、広島県マンション管理士会所属のマンション管理士がアドバイスを「マンション無料相談事業」に要する経費の一部を補助し、マンション居住者の良好な環境の確保に努めます。	・住宅相談 建築士及び弁護士による無料相談（月1回、13:30～16:30、1人30分以内） 実績：建築士44件、弁護士57件 ・マンション無料相談 広島県マンション管理士会が実施する「マンション無料相談事業」に対し補助金を交付した。	1		都市整備局 住宅政策課

No.	事業の名称	内容	令和5年度の取組状況	区分	令和6年度以降の予定 (事業の見直し・拡充等)	担当課
58	多重債務問題対策における関係機関等との連携	多重債務問題関係課長連絡会議における多重債務の相談状況や実状等の情報交換や、窓口で市民と接する関係課職員への研修会を開催することにより、相談窓口への誘導や多重債務に苦しむ市民の早期発見に努めます。	・多重債務問題関係課長連絡会議を実施し、市内部の関連する窓口の連携により情報共有や問題解決に努めた。	1		市民局 消費生活センター
59	県生活センターとの連携 【再掲26】	消費生活相談において、行政処分の可能性がある案件については、県生活センターと情報交換を行い、連携して対応することにより、悪質な消費者被害の防止に努めます。	・県生活センターと情報共有を行い、悪質事業者の調査などに協力した。	1		市民局 消費生活センター
60	県警との連携	消費生活相談において、犯罪につながる可能性がある案件について、県警と情報交換を行い、連携して対応することにより、悪質な消費者被害の防止に努めます。	・相談の中で悪質な事例においては、相談者に警察への通報を奨励し、問題の共有を図った。	1		市民局 消費生活センター

(2) 相談機関等との連携

No.	事業の名称	内容	令和5年度の取組状況	区分	令和6年度以降の予定 (事業の見直し・拡充等)	担当課
61	弁護士会等との連携による相談会の実施	弁護士会、司法書士会等との連携により無料相談会を実施し、消費生活センターのみでは解決することが困難な事案について専門家の協力を得て解決を図ります。	・多重債務問題について市民向けの無料相談会を実施し、弁護士会、司法書士会から相談員を招き、困難な事案の解決を図った。	1		市民局 消費生活センター
62	弁護士会との事例検討会の実施 【再掲47】	弁護士を講師に招き、解決困難事例等について事業者との交渉方法等のアドバイスを受ける事例検討会を実施し、複雑化・多様化する消費者トラブルに対応するための能力向上を図ります。	・相談員から検討事例を募り、事例検討会を開催した。	1	・情報交換会などで討議を事前に行い、よく事例を練り上げたうえで事例検討会を実施する。	市民局 消費生活センター
63	各種業界の相談窓口との連携 【再掲90】	消費生活センターに寄せられる消費者の苦情や相談等について、事業者団体等へ情報提供し、事業者との連携を深めることにより、消費者トラブルの解決を図ります。	・中国地方消費者窓口業務協議会(CCAC)の勉強会に参加し、情報交換などを通じ、消費者トラブルの解決に役立てた。	1		市民局 消費生活センター
64	弁護士による助言業務の実施 【再掲50】	専門的な法律知識を要する相談については、相談員が弁護士からの的確な助言を仰ぎ、消費者トラブルの解決を図ります。	・個別の相談事案に関する法的な問題について、相談者及び相談員が弁護士から助言を受けた。 2時間×49回	1		市民局 消費生活センター
65	適格消費者団体との連携 【再掲52】	適格消費者団体との連携を進めるとともに、被害拡大の恐れのある場合は、相談者に同団体へ情報の提供を働きかけ、被害の拡大防止に努めます。	・情報提供を行った事例はなかった。 ・個々の相談処理にあたって被害拡大の恐れのある相談について同団体への情報提供を勧めた。	1		市民局 消費生活センター

3 消費者意見の反映

(1) 消費者施策への消費者意見の反映

No.	事業の名称	内容	令和5年度の取組状況	区分	令和6年度以降の予定 (事業の見直し・拡充等)	担当課
66	消費生活相談における消費者の意見・要望等の把握・反映	消費生活に関する相談及び苦情の処理・あっせんを行う際に、消費者の意見・要望等を的確に把握し、消費者施策に反映します。	・相談員情報交換会や研修を通じて、消費者のニーズを検討し業務の向上に努めた。	1		市民局 消費生活センター
67	消費生活審議会への消費者団体、公募市民の参画	消費生活審議会への消費者団体及び公募市民の参画による意見聴取などにより、市民意見を反映します。	・消費者団体、公募市民参画による審議会及び部会を開催し、意見を聴取した。 消費生活審議会1回 消費者教育部会1回 消費者安全確保部会1回	1		市民局 消費生活センター
68	消費生活基本計画案へのパブリックコメントの募集と意見の計画への反映	消費生活基本計画の策定に当たり、パブリックコメントを募集し、計画に意見を反映します。	・本計画改定時である令和4年度に実施済み。	3		市民局 消費生活センター
69	消費生活モニター、ホームページにおける消費者の意見の募集	物価調査において消費生活モニターからの意見を聴取します。また、必要に応じてホームページにおいて消費者の意見の募集を行い、消費者施策に適切に反映させます。	・該当事案なし	3		市民局 消費生活センター
70	市長への申出制度	消費者の権利が侵害されていることについて相当な理由があるとき、市長へその旨の申出があった場合は、条例に基づく措置を講じます。	・該当事案なし	3		市民局 消費生活センター

「第3次広島市消費生活基本計画」消費者施策(個別施策)実施状況

○基本方針3 消費者教育の推進

1 ライフステージに応じた消費者教育の推進

(1) 学校における消費者教育の推進

[凡例] 1 事業の内容を実施したもの 2 事業の内容を実施しなかったもの 3 事業等の発生がなかったため実施していないもの

No.	事業の名称	内容	令和5年度の実施状況	区分	令和6年度以降の予定 (事業の見直し・拡充等)	担当課
71	消費者教育教材の作成等 【再掲77】	消費生活について、わかりやすく学ぶための消費者教育教材や教員が指導するときに参考となる指導資料等を作成・配布することにより、自立した消費者の育成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 啓発動画の作成(クレジットカード) 啓発チラシ・リーフレットを配布した。 小学校 約12,000部 中学校 約12,000部 高等学校 約5,000部 「消費者教育情報」を8回メール配信 	1		市民局 消費生活センター 教育委員会 指導第一課 指導第二課 特別支援教育課
72	消費者教育コーディネーターの学校訪問	消費者教育コーディネーターが学校を訪問し、学校現場の情報収集や消費生活センターからの情報提供を行い、教育委員会と連携した消費者教育の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 広島市立河内小学校をモデル校とし、年間を通じて学校訪問を行った。1年生～6年生までの児童に対して、計画的に消費者教育としての授業実践を試みた。(年間6回学校訪問を行った) 	1		市民局 消費生活センター 教育委員会 指導第一課 指導第二課 特別支援教育課
73	消費生活出前講座の実施 【再掲30、78、102】	学校、高齢者団体、地域で高齢者を支援する団体などに講師を派遣し、消費者トラブルの実例などを通して、消費生活の基礎的知識の普及に努め、自立した消費者の育成と消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 開催回数 129回(158.0時間分) 受講者数 5,820人 	1		市民局 消費生活センター
74	電子メディアに関する講習会の開催 【再掲79】	青少年や保護者及び教職員等を対象として、インターネットやSNS等電子メディアの利用に係る危険性、正しい活用方法及び利用する際の家庭でのルールづくりに関する講習会を開催し、青少年の電子メディアの適正利用を促します。	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活センター主催のおやこ消費者学習会での電子メディア協議会と連携した講習会を実施 開催日 8月5日 参加人数 計15人 (13組申し込み中当日参加者児童7人保護者8人) 	1		市民局 消費生活センター こども未来局 こども青少年支援部
75	大学等における消費者教育の推進	大学等に、新入生を対象にした消費者教育の実施を働きかけるとともに、消費生活に関する情報を提供することにより、クレジットカード、悪質商法等に係るトラブル防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 大学、専門学校での出前講座を実施 大学等2校(消費者教育コーディネーター実施) 大学等への消費者教育情報メール配信 5校 	1		市民局 消費生活センター
76	消費生活情報紙の作成等 【再掲54、85】	消費生活情報紙「知っ得なっとく」を作成し、市民等に提供することにより、自立した消費者の育成と消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 発行回数 年3回(6月、9月、2月) 発行部数 6,000部/回 配布先: 公的機関・施設、市内小・中・高等・中等教育・特別支援学校・大学・民生委員等 	1		市民局 消費生活センター

(2) 地域・家庭・職場における消費者教育の推進

No.	事業の名称	内容	令和5年度の取組状況	区分	令和6年度以降の予定 (事業の見直し・拡充等)	担当課
77	消費者教育教材の作成等 【再掲71】	消費生活について、わかりやすく学ぶための消費者教育教材や教員が指導するときに参考となる指導資料等を作成・配布することにより、自立した消費者の育成を図ります。	・啓発動画の作成(クレジットカード) ・啓発チラシ・リーフレットを配布した。 小学校 約12,000部 中学校 約12,000部 高等学校 約5,000部 ・「消費者教育情報」を8回メール配信	1	0	市民局 消費生活センター 教育委員会 指導第一課 指導第二課 特別支援教育課
78	消費生活出前講座の実施 【再掲30、73、102】	学校、高齢者団体、地域で高齢者を支援する団体などに講師を派遣し、消費者トラブルの実例などを通して、消費生活の基礎的知識の普及に努め、自立した消費者の育成と消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	・開催回数 129回(158.0時間分) ・受講者数 5,820人	1		市民局 消費生活センター
79	電子メディアに関する講習会の開催 【再掲74】	青少年や保護者及び教職員等を対象として、インターネットやSNS等電子メディアの利用に係る危険性、正しい活用方法及び利用する際の家庭でのルールづくりに関する講習会を開催し、青少年の電子メディアの適正利用を促します。	・消費生活センター主催のおやこ消費者学習会での電子メディア協議会と連携した講習会を実施 開催日 8月5日 参加人数 計15人 (13組申し込み中当日参加者児童7人保護者8人)	1		市民局 消費生活センター ことも未来局 こども青少年支援部
80	小学生向け夏休み研究学習会等の実施	夏休み期間中に、家庭生活に密着した消費者教育を行う学習会を実施し、消費行動の実践力の向上を目指します。 子どもたちが参加するイベントに出展し、消費行動の実践力の向上を目指します。	・金融広報アドバイザー、電子メディア協議会の講師による「買い物名人になろう」「スマホなどの使い方を考えよう」についての学習会を実施した。 ・各イベントでの子どもコーナー設置による啓発活動実施(マツダ・食ロス削減・みなとフェスタ)	1		市民局 消費生活センター
81	夏休み親子体験教室の実施	夏休み期間中に、親子で学ぶ体験教室を実施し、食品衛生や食肉についての正しい知識の普及啓発を図ります。	・獣医学学生向け体験型公衆衛生実習充実のため、8月(令和6年度予算編成時)に事業の見直しを行った。	2	・予算を計上しておらず、実施予定はない。	健康福祉局 食肉衛生検査所
82	二十歳を祝うつどいにおける消費者啓発	二十歳を祝うつどいにおいて、消費者被害に関する情報を提供するなど消費者啓発を行うことにより、消費者力の向上を図ります。	・二十歳を祝うつどいにおいて、啓発物品等を配布し、消費者啓発を行った。	1		市民局 消費生活センター
83	社会教育施設における消費者啓発	公民館などの社会教育施設において、消費者被害に関する情報を提供するなど消費者啓発を行うことにより、消費者が生涯にわたって消費者教育を受けることができる学習機会を提供し、消費生活に関する教養の向上を図ります。	・実施館数 42公民館 ・実施講座数 53講座(うち展示4件) ・延参加者数 1,610人	1		市民局 生涯学習課
84	消費者力向上キャンペーン事業 【再掲56】	消費者自らの学習意欲を高めるため、消費者団体、事業者団体等と協力し、消費者月間や各種イベントに合わせて消費者啓発事業を実施することにより、消費者力の向上を図ります。	・各区でのパネル展示等 ・区役所市民待合室での啓発動画放映 ・消費者月間懸垂幕掲示(市役所本庁舎) ・デジタルサイネージでの配信(わが街ナビ、フチエーサイン等) ・広報紙、広報番組での啓発 ・消費生活相談模擬体験in安佐南区役所 ・消費者力向上キャンペーンinマツダスタジアム	1		市民局 消費生活センター
85	消費生活情報紙の作成等 【再掲54、76】	消費生活情報紙「知っ得なっとく」を作成し、市民等に提供することにより、自立した消費者の育成と消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	・発行回数 年3回(6月、9月、2月) ・発行部数 6,000部/回 ・配布先: 公的機関・施設、市内小・中・高等・中等教育・特別支援学校・大学・民生委員等	1		市民局 消費生活センター
86	消費者啓発パンフレット等の作成等 【再掲32】	消費者被害防止パンフレットや訪問販売お断りステッカーなどを作成し、消費生活出前講座の場などを利用して配布することにより、消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	・出前講座等を活用し、パンフレットやステッカーの配布を行った。	1		市民局 消費生活センター
87	市広報紙等を活用した情報提供 【再掲55】	市の広報紙や広報番組、SNSなどを活用し、消費生活に関する情報を市民に提供することにより、自立した消費者の育成と消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	・市広報紙「ひろしま市民と市政」 《令和5年5月1日号 通販サイトでの買い物トラブル増加中》 《令和5年8月15日号 日々の行動で未来を変える エシカル消費》 《令和5年10月1日号 18歳から成年。消費者トラブルに注意》 《令和6年2月15日号 義援金詐欺などにご注意を》 ・テレビ広報番組 《5月7日 デジタルで快適、消費生活術》 《9月10日 未来を変える! エシカル消費》 《11月19日 年末の消費者トラブルに注意!》 《2月4日 年度末にかけて注意! 消費者トラブル》 ・ホームページ 消費者被害の注意喚起等のページを掲載 ・SNS 各種イベントに関する情報や消費者被害の注意喚起に関する情報発信	1		市民局 消費生活センター 企画総務局 広報課
88	消費者啓発用品の貸出	団体や個人からの依頼に応じて、啓発図書やDVD、タペストリー等を貸出し、市民の消費生活に関する知識の向上を図ります	・展示コーナーパネル展示 随時更新 ・パネル、タペストリー 公民館3箇所へ貸出 ・DVD及び啓発ゲーム 中学、高校6校へ貸出	1		市民局 消費生活センター
89	「減らそう犯罪」推進事業	各区において、地域団体や警察署等と連携・協働して、犯罪の起りにくい安全なまちづくりを推進し、安全・安心な地域社会の実現を図ります。	・開催実績 防犯講習会 70回 市政出前講座 24回 犯罪被害等防止教室 17校 (広島市内に所在する市立中学校で開催) ・広島県警察から提供される「減らそう犯罪情報官速報」を、広島市ホームページへ掲載した。	1		市民局 市民安全推進課
90	各種業界の相談窓口との連携 【再掲63】	消費生活センターに寄せられる消費者の苦情や相談等について、事業者団体等へ情報提供し、事業者との連携を深めることにより、消費者トラブルの解決を図ります。 業界団体との情報交換や会議の場を利用して、情報交換を行い、消費者トラブルの解決を図ります。	・中国地方消費者窓口業務協議会(CCAC)の勉強会に参加し、情報交換などを通じ、消費者トラブルの解決に役立てた。	1		市民局 消費生活センター

No.	事業の名称	内容	令和5年度の実績状況	区分	令和6年度以降の予定 (事業の見直し・拡充等)	担当課
91	公益通報に関する制度のホームページでの情報提供 【再掲118】	公益通報に関する制度をホームページに掲載し、情報提供を行い、消費者の利益を擁護するための事業活動の推進を図ります。	・公益通報に関する制度をホームページに掲載し、情報提供を行った。	1		企画総務局 総務課
92	ひろしまエコ事業所認定制度 【再掲119】	地球温暖化の防止等環境に配慮した取組を積極的に実践している事業所を「ひろしまエコ事業所」として認定し、事業者の取組意欲を高めるとともに、機運の醸成を図ります。	・事業者自らが省エネ等の環境に配慮した取組の推進を図り、その内容について、ホームページ及びチラシで広報を行った。 ・認定事業所数 18事業所（令和6年3月31日現在）	1		環境局 温暖化対策課
93	広島市ごみ減量優良事業者表彰制度 【再掲120】	事業系ごみの減量・資源化に積極的な取り組みをしている事業者を表彰し、その功績をたたえ、ごみ減量・資源化の推進を目指します。	・本表彰は隔年で開催している。 ・12月27日に、特に食品ロス削減の取組が顕著な2事業者を表彰した。	1		環境局 業務第一課
94	広島市環境美化功労者表彰 【再掲121】	環境美化のための清掃活動を行っている者又は団体等を表彰し、その功績をたたえ、環境美化の推進を目指します。	・環境美化のための清掃活動を続けている者又は団体等について、関係局・区及び団体等に推薦を依頼し、推薦を受けた者の中から被表彰者の選考及び決定を行う。 ・表彰式を2月1日に実施した。	1		環境局 業務第一課
95	広島市生活衛生事業功労者表彰 【再掲122】	長年にわたり食品衛生や環境衛生など生活衛生事業のため献身的な活動を続け、その功績が特に顕著である者及び他の模範とすべき優秀な施設等を表彰し、公衆衛生活動の向上を図ります。	・食品衛生功労者 3人 ・食品衛生優良施設 5施設 ・建築物環境衛生功労者 0人 ・環境衛生優良施設 1施設	1		健康福祉局 食品保健課 食品指導課 環境衛生課
96	広島市男女共同参画推進事業者表彰 【再掲123】	女性の能力発揮や職域拡大、仕事と家庭・地域活動の両立支援などに積極的に取り組み、他の模範となる事業者を表彰し、民間事業者等の職場における男女共同参画の推進を図ります。	【一般表彰(表彰実績 4事業者)】 次の要件の一つ以上を満たす事業者を表彰した。 ・従業員に対して、仕事と家庭・地域活動等の両立支援を行っている。 ・女性の能力発揮、職域拡大などに積極的に取り組んでいる。 ・その他、男女共同参画推進に向けた特色のある取組を進めている。 【特別表彰(表彰実績 2事業者)】 一般表彰受賞後10年を経過してもなお職場における男女共同参画の推進に努め、一般表彰の対象となる取組を行っている事業者を表彰した。	1		市民局 男女共同参画課

2 消費者教育推進のための人材の育成

(1) 学校における人材の育成

No.	事業の名称	内容	令和5年度の取組状況	区分	令和6年度以降の予定 (事業の見直し・拡充等)	担当課
97	教員を対象とした消費者教育研修の実施	国民生活センターの消費者教育研修に教員を派遣することにより、教員の指導力の向上を図ります。	・学校の教員1人を、国民生活センター主催の研修会「令和5年度 教員を対象とした消費者教育講座(宮城県)」に派遣した。	1		市民局 消費生活センター 教育委員会 指導第一課 指導第二課 特別支援教育課
98	オンラインによる消費者教育講座の実施	WEB会議システム等を利用したオンラインによる消費者教育講座を実施することにより、教員の学習機会を提供し、総合的な資質の向上に努めます。	・教員等を対象としたオンラインによる消費者教育講座を作成した。 (ホームページからの申し込みによる受講)	1	・令和5年度に作成した消費者教育養成講座の活用を図る。	市民局 消費生活センター 教育委員会 指導第一課 指導第二課 特別支援教育課
99	消費者教育コーディネーターによる教員への支援	教育委員会や学校と連携して、学校における消費者教育の現状と課題を把握し、各学校での取組を推進するとともに、消費生活に関する情報提供や消費者教育に係る実践指導等を行うことにより、学校での消費者教育の推進を図ります。	・各校種の強化研究会での講話を実施 小学校 8月2日 中学校 8月21日 ・校長会にて消費者教育推進に係る依頼 中学校長会 7月13日 高等学校校長会 7月5日 ・広島市教育委員会 4月7日	1		市民局 消費生活センター 教育委員会 指導第一課 指導第二課 特別支援教育課
100	消費者教育をサポートする人材のあわせん	消費者教育に関する授業に必要な専門的な知識を持つ人材をあっせんすることにより、わかりやすい授業の実現を図ります。	・消費者教育をサポートする人材を紹介するチラシ「消費者教育講師派遣のご案内」の作成した。	1		市民局 消費生活センター 教育委員会 指導第一課 指導第二課 特別支援教育課
101	消費者教育コーディネーターの育成	消費者教育コーディネーターが、研修会への参加等により、消費者問題や消費者教育に関する知識等を身に付け、学校と連携した効果的な消費者教育の推進を図ります。	・消費者教育コーディネーター1人を、国民生活センター主催の「令和5年度消費者教育推進のための研修」、消費者教育支援センター主催の「第7回消費者教育実践セミナー」に派遣した。	1		市民局 消費生活センター 教育委員会 指導第一課 指導第二課 特別支援教育課

(2) 地域における人材の育成

No.	事業の名称	内容	令和5年度の取組状況	区分	令和6年度以降の予定 (事業の見直し・拡充等)	担当課
102	消費生活出前講座の実施【再掲30、73、78】	学校、高齢者団体、地域で高齢者を支援する団体などに講師を派遣し、消費者トラブルの実例などを通して、消費生活の基礎的知識の普及に努め、自立した消費者の育成と消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	・開催回数 129回(158.0時間分) ・受講者数 5,820人	1		市民局 消費生活センター
103	消費者大学の実施	消費者問題に対する学習意欲の高い消費者を対象に消費者大学を開講し、地域における消費者活動を担う人材づくりに取り組みます。	・8回(2時間/回)開講 受講者数 延べ94人	1		市民局 消費生活センター
104	消費者安全確保部会の構成団体と連携した見守り体制の整備【再掲33】	消費者安全確保部会の構成団体に所属する方に、消費生活に関する見守り活動のあり方を学ぶための講座等を実施し、消費生活サポーターや消費生活協力団体として、見守り活動に取り組む体制を整備することにより、消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	・11月16日に開催した消費者安全確保部会において、「消費者安全確保部会の構成団体等と連携した見守り体制の整備(案)」について議論し、それをもとに、構成団体から「構成団体及び構成団体に所属する団体等が主催する取組・研究会等」を情報収集するとともに、消費生活サポーター及び消費生活協力団体からアンケートによる見守り活動を把握するための実態調査を行った。	1	・消費者安全確保部会の構成団体が主催する取組の広報を実施するとともに、構成団体内で実施する講座等に出席することにより、消費者被害の未然防止や拡大防止に係る情報提供を行う。	市民局 消費生活センター
105	見守り関係団体等との連携【再掲34】	消費生活協力団体や地域包括支援センター等と情報を共有し、地域の見守り活動を実施することにより、消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	・メールによる高齢者等の消費者被害に関する情報提供 年12回 ・地域包括支援センター等からの情報提供 47件	1		市民局 消費生活センター
106	消費生活サポーターの育成【再掲35】	高齢者等の見守り活動のあり方を学ぶための講座の実施や活動を支援する情報の提供等により、見守り活動を担う人材を育成し、高齢者等の消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	・消費者問題に関する専門知識や見守り活動の在り方を学ぶための講座をオンラインで随時受講可能とし、消費生活サポーターの登録を呼びかけた。 登録者数 106人	1	・国民生活センターから講師を招き、消費生活サポーター研修を実施する。	市民局 消費生活センター
107	消費生活協力団体の育成【再掲36】	高齢者等の見守り活動のあり方を学ぶための講座の実施や活動を支援する情報の提供等により、消費者安全の確保に取り組む消費生活協力団体を育成し、消費者被害の未然防止や拡大防止を図ります。	・新規委嘱団体を対象に、オンラインで見守り講座を実施した。 登録団体数 130団体	1	・金融機関やコンビニ事業者を訪問し、消費生活協力団体の周知を図る。	市民局 消費生活センター
108	公益社団法人広島消費者協会への支援	公益社団法人広島消費者協会が実施する教育活動・調査研究活動や地区活動等に対する事業補助、常勤職員の人件費補助を行い、地域で消費者教育を行う人材を育成します。	・事業費補助(1/2補助) 233,000円 ・人件費補助(全額補助) 4,992,333円	1		市民局 消費生活センター
109	消費者の自主活動の場の提供	消費者のための活動について、研修室を無料で提供することにより、消費者団体等の自主的な活動を支援します。	・利用回数 101回 ・利用者数 1,028人	1		市民局 消費生活センター

「第3次広島市消費生活基本計画」消費者施策(個別施策)実施状況

○基本方針4 持続可能な社会の形成に向けた消費行動の推進

1 エシカル消費の推進

(1) エシカル消費の普及啓発

【凡例】
 1 事業の内容を実施したもの
 2 事業の内容を実施しなかったもの
 3 事業等の発生がなかったため実施していないもの

No.	事業の名称	内容	令和5年度の取組状況	区分	令和6年度以降の予定 (事業の見直し・拡充等)	担当課
110	エシカルマップの作成	エシカル消費に関連する商品を扱う店舗やエシカル消費に関連する取組等が、身近にあることを周知するためのマップを作成し、市民のエシカル消費への意識を高めるとともに、行動の促進を図ります。	・エシカル消費に関連する取り組みを紹介するマップ作成の前段階として、市HP上にエシカル消費の紹介ページを作成した。またマップ作成に向けて他都市の状況を整理し、特設サブサイトでマップ公開に向けて参考見積等を聴取して足がかりとした。	1	・エシカルマップ登録事業者の募集を開始し、当該マップを市ホームページにて公開する。	市民局 消費生活センター
111	消費者団体や事業者等と連携したエシカル消費の普及啓発事業	エシカル消費を普及促進するための動画やパンフレット等を作成するとともに、各地域で活動している団体や事業者等と連携を図り、啓発活動を実施します。	・エシカル消費の啓発動画やチラシを作成し、環境政策課と連携して啓発イベント等を行った。また、エシカル消費に積極的に取り組む市商高校と連携しながら情報交換や啓発イベントを行った。	1	・出前講座を実施し、エシカル消費の普及・啓発を図る。	市民局 消費生活センター
112	食品ロス削減キャンペーン「スマイル!ひろしま」	市民・事業者・行政が一体となって食品ロス削減に取り組む環境を整備し、食品ロス削減のための諸事業をまとめて食品ロス削減キャンペーン「スマイル!ひろしま」として実施することにより、市民の食品ロス削減の取組機運の醸成を図ります。	・食べ残しゼロ推進協力店及び食品ロス削減協力店の募集・登録・PR(※食べ残しゼロ推進協力店については、令和5年3月1日より、食品ロス削減協力店に統合) ・環境イベント等の実施及び出展(10回) ・環境イベント等でのフードドライブの実施(6回) ・ごみ減らそうデーの実施(8回) ・生ごみリサイクル講習会の開催(ダンボールコンポスト3回、ミズコンポスト1回)及び本市ホームページ上での講習会の動画配信 ・エコクッキング教室の開催(5回) ・市内の大学の学生が考案したエコクッキングレシピの作成、レシピ動画の作成、レシピを活用したエコクッキング教室の開催 ・家庭ごみの分別・減量・リサイクルや食品ロス削減についての出前環境講座 ・ごみ減量啓発DVDの市民への貸出、YouTubeへの公開 ・「てまえどり運動」の実施 ・「食品リサイクル・ループ」に関する周知・啓発の実施 ・「ひちええね!食べきりキャンペーン」の実施	1		環境局 環境政策課
113	わ食(和食・輪食・環食)の推進	健全な食生活を実践する市民を増やすため、食に関する知識の普及や情報提供など、官民一体となった食育を推進します。	・第4次広島市食育推進計画(令和4年3月策定)における重点プログラム(8項目)に基づいた食育推進プログラムに取り組む、健全な食生活の実施についての普及啓発を行った。	1		健康福祉局 健康推進課
114	「ひろしまぞだち」地産地消推進事業	市内で生産した農林水産物等に「ひろしまぞだち」マークを表示し、ホームページ等による情報発信や、「ひろしま朝市」などの産地直売等により市内産・新鮮・安心な製品の地産地消を図ります。	・市内で生産した農林水産物等に「ひろしまぞだち」マークを表示し、市内産・新鮮・安心な製品の地産地消を図った。 ・企業との連携による「ひろしまぞだち」産品を活用したメニューの開発や、レシピ動画のSNS等での配信などの情報発信、「ひろしま朝市」の開催により地産地消の推進を図った。	1		経済観光局 農政課
115	食農推進事業	栽培から食べることまで一貫した食農体験を実施するための環境整備を行うとともに、食農体験の企画・運営に携わる市民ボランティアの育成・活動支援により、「食」と「農」の理解の促進を図ります。	・食農体験教室の実施のほか、食農コーディネーターの育成研修や活動支援を行った。	1		経済観光局 農政課
116	広島市家庭用スマートエネルギー設備設置補助	住宅への家庭用燃料電池又は家庭用蓄電池の設置等に対する補助を実施し、家庭からの温室効果ガス排出削減を図ります。	・補助額 3万円/台 ・補助台数 家庭用燃料電池・家庭用蓄電池 520台 V2H充放電設備 30台(※) ・申請受付期間 家庭用燃料電池・家庭用蓄電池 令和5年4月17日～令和6年1月31日 V2H充放電設備 令和5年8月14日～令和6年1月31日 (※) V2H充放電設備の設置等に対する補助は、令和5年度から実施	1 取組内容の変更有り		環境局 温暖化対策課

2 持続可能な社会の形成に向けた事業活動の推進

(1) 消費者志向経営の推進

No.	事業の名称	内容	令和5年度の取組状況	区分	令和6年度以降の予定 (事業の見直し・拡充等)	担当課
117	事業者に向けた消費者志向経営の普及啓発	様々な機会をとらえて、事業者に消費者志向経営に関する情報提供等を行い、普及啓発を図ります。	・消費者志向経営の普及啓発を行うにあたり、消費者庁担当者と顔合わせを行い、詳しい説明や各自治体の取組状況のヒアリングを行った。	1		市民局 消費生活センター
118	公益通報に関する制度のホームページでの情報提供【再掲91】	公益通報に関する制度をホームページに掲載し、情報提供を行い、消費者の利益を擁護するための事業活動の推進を図ります。	・公益通報に関する制度をホームページに掲載し、情報提供を行った。	1		企画総務局 総務課
119	ひろしまエコ事業所認定制度【再掲92】	地球温暖化の防止等環境に配慮した取組を積極的に実践している事業所を「ひろしまエコ事業所」として認定し、事業者の取組意欲を高めるとともに、機運の醸成を図ります。	・事業者自らが省エネ等の環境に配慮した取組の推進を図り、その内容について、ホームページ及びチラシで広報を行った。 ・認定事業所数 18事業所（令和6年3月31日現在）	1		環境局 温暖化対策課
120	広島市ごみ減量優良事業者表彰制度【再掲93】	事業系ごみの減量・資源化に積極的な取り組みをしている事業者を表彰し、その功績をたたえ、ごみ減量・資源化の推進を目指します。	・本表彰は隔年で開催している。 ・12月27日に、特に食品ロス削減の取組が顕著な2事業者を表彰した。	1		環境局 業務第一課
121	広島市環境美化功労者表彰【再掲94】	環境美化のための清掃活動を続けている者又は団体等を表彰し、その功績をたたえ、環境美化の推進を目指します。	・環境美化のための清掃活動を続けている者又は団体等について、関係局・区及び団体等に推薦を依頼し、推薦を受けた者の中から被表彰者の選考及び決定を行う。 ・表彰式を2月1日に実施した。	1		環境局 業務第一課
122	広島市生活衛生事業功労者表彰【再掲95】	長年にわたり食品衛生や環境衛生など生活衛生事業のため献身的な活動を続け、その功績が特に顕著である者及び他の模範とすべき優秀な施設等を表彰し、公衆衛生活動の向上を図ります。	・食品衛生功労者 3人 ・食品衛生優良施設 5施設 ・建築物環境衛生功労者 0人 ・環境衛生優良施設 1施設	1		健康福祉局 食品保健課 食品指導課 環境衛生課
123	広島市男女共同参画推進事業者表彰【再掲96】	女性の能力発揮や職域拡大、仕事と家庭・地域活動の両立支援などに積極的に取り組み、他の模範となる事業者を表彰し、民間事業者等の職場における男女共同参画の推進を図ります。	【一般表彰(表彰実績 4事業者)】 次の要件の一つ以上満たす事業者を表彰した。 ・従業員に対して、仕事と家庭・地域活動等の両立支援を行っている。 ・女性の能力発揮、職域拡大などに積極的に取り組んでいる。 ・その他、男女共同参画推進に向けた特色のある取組を進めている。 【特別表彰(表彰実績 2事業者)】 一般表彰受賞後10年を経過してもなお職場における男女共同参画の推進に努め、一般表彰の対象となる取組を行っている事業者を表彰した。	1		市民局 男女共同参画課